

居宅介護支援重要事項説明書

1 法人の概要

法人名称 社会福祉法人寿幸会
代表者 理事長 井上 節
所在地 〒252-0153 相模原市緑区根小屋2363番地2
電話番号 042-784-5670
法人設立 昭和57年

(1) 旭ヶ丘居宅介護支援センターの概要

事業者名	社会福祉法人寿幸会 旭ヶ丘居宅介護支援センター	介護保険事業者番号 1471700029
事業実施地域	相模原市緑区津久井地域（但し、青根を除く。）	

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 事業者の職員体制（令和7年9月1日現在）

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	主任介護支援専門員	1名 (常勤兼務)		管理	1名
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	介護支援専門員	1名 (常勤兼務)		介護支援	5名
	介護支援専門員	4名 (常勤専従)			

(3) 営業時間

月 ～ 土	午前8時30分 ～ 午後5時30分
-------	-------------------

※ 祝日、日曜日および12月29日から1月3日までは休業とします。

※ 電話等により24時間連絡が可能な体制となっています。

2 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) 契約の締結

電話等でお申し込みいただくと担当者が説明にお伺いいたします。その結果居宅サービス計画作成についてご了解いただけましたら、契約書を取り交わします。

(2) 居宅サービス計画の作成

居宅サービス計画書の作成については複数のサービス事業所を紹介し計画書に位置づけた事業所については理由を説明します。(複数のサービス事業所の紹介及び当該事業所を計画書に位置づけた選定理由を求めることができますので、必要に応じてお申し出ください) その上で利用者や家族よりお話を伺い、担当者会議を開催し、解決すべき課題を明らかにします。

その際には、課題を解決するための居宅サービス計画の原案を作成し、利用者および家族に説明し利用者から文書により同意を得た上で交付します。

(3) 経過観察・連絡調整と再評価

利用者や家族と毎月連絡を取り、利用者の状態やサービスの利用状況について把握します。同時にサービス事業者より実施状況を把握し、必要な連絡調整を行ないます。状態の変化や利用者の希望に応じて、居宅サービス計画の変更や要介護認定の更新のお手伝いをいたします。

(4) 事故発生時等の対応

事業所は、サービス提供時において利用者に事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、記録を行い、必要な措置を講じます。又、損害賠償保険に加入し、利用者に対する居宅介護支援サービスの提供により損害すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

(5) 施設入所、病院入院等への支援

利用者が介護保険施設等の利用を希望したときは、施設等の情報提供を行い、継続してサービスが受けられるよう支援します。病院等に入院する必要がある場合には利用者又は、その家族から担当の介護支援専門員の氏名、事業所名、連絡先を病院等へお伝えください。

(6) 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合や当事業者がその必要性を判断したときは双方で話し合い、ご了解を受けた後、居宅サービス計画を変更いたします。

(7) 給付管理

居宅サービス事業者より実施状況を把握し、それに基づいて毎月給付管理票を作成した後、神奈川県国民健康保険団体連合会へ提出いたします。

3 利用料金

(1) 利用料

要介護として認定された方は、介護保険で全額給付されますので自己負担はありません。保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月当たり相当額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、市等の担当窓口に提出しますと全額払い戻しを受けることができます。 ※（詳細については、別紙に記載してあります。）

(2) 交通費

前記1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費の実費を請求させていただきます。

(3) 解約料

利用者はいつでも文書により契約を解約することができ一切料金はかかりません。

(4) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、15日までに現金にてお支払いください。お支払いの確認をしましたら領収書をお渡しします。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・利用者の要介護認定区分が、要支援又は非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

利用者や家族等が当事業者や当事業者の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5 当事業者の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ① 利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう総合的かつ効率的にサービスの提供を行ないます。
- ② 介護支援専門員の資質の向上及び専門性の確保のために、毎年計画を立てて研修に参加させます。
- ③ 充実したサービスを提供するため、介護支援専門員受け持ち件数は、1人当たり（常勤換算）44件以下といたします。
- ④ 夜間時又は休日等営業時間外においても、利用者又はその家族あるいは関係する機関から相談、問合せ等があれば、電話等により懇切丁寧に対応いたします。
営業時間外の電話でのお問合せは＜042-780-5780＞又は＜090-3503-9867＞で承ります。
- ⑤ 利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、十分な情報提供と説明を行なうとともに、公正中立な援助を行ないます。
- ⑥ 緊急時や支援困難ケースにおいても適切に対応できる体制の整備に努めます。
- ⑦ 関係区市町村、地域の保健医療および福祉サービスと綿密に連携し、総合的なサービスの提供に努めます。
- ⑧ 職務上知り得た情報は、在職中も退職後も正当な理由なく第三者に提供しません。

(2) サービス利用のために

- ① 介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出下さい。
- ② 調査（課題把握）にあたっては、課題分析標準項目に準拠して行います。
- ③ 介護支援専門員への研修については事業計画に基づき計画的に参加させております。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	総務課 阿部 祥
-------------	----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 身体的拘束等について

事業所は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了利用者及びその家族に関する秘密の保持について了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 神奈川損害サービス部 電話番号 045-664-6800
-------	---

10 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 記録の整備

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供を開始した日から5年間保存します。

12 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね年に6回開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ② 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13 事業継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に

実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 サービス内容に関する苦情

- ① 事業所が提供した居宅介護支援に関すること、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対して、ご相談・苦情がありましたら、お申し出下さい。記録を行い、迅速かつ適切に対応いたします。

管理者	中島 佳重
電話：042-780-5780	F A X：042-780-5781

- ② その他

次の公的機関においても相談・苦情を申し出ることができます。

相模原市役所 福祉基盤課	電話番号 042-769-9226
神奈川県国民健康保険団体連合会	電話番号 045-329-3447

15 公正中立なケアマネジメント

ご自宅で日常生活を営む為に必要なサービスを適切に利用できるよう、関係するサービス事業所等と連絡調整を行います。その際、利用者、家族の希望を踏まえ、提供されるサービスが特定の種類や特定の事業所に偏ることがないように、公正中立に行います。

※当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の利用状況（前6ヶ月間）は下記の通りになります。

サービス名	計画総数に占める割合	各サービスにおける上位事業所割合		
訪問介護	21.7%	ケアライン (26.5%)	かたくりの里 (21.0%)	あかり (14.2%)
通所介護	43.7%	旭ヶ丘通所介護 (66.8%)	ほのぼのデイサービス (11.1%)	さがみこデイサービス (8.7%)
地域密着通所介護	13.3%	ライフリンク相模原 (35.5%)	ほのぼのおむかい (24.4%)	ハートてらす相模原若柳 (14.4%)
福祉用具貸与	78.8%	あい和ケアサービス (66.6%)	フランスベッド (12.5%)	イノベーション (5.4%)

判定期間

前期（3月1日から8月末日）

後期（9月1日から2月末日）

居宅介護支援負担金

要介護認定を受けている方は、交通費(実費)以外の利用者負担はありません。

【居宅介護支援費】

要介護 1 要介護 2 1086 単位／月

要介護 3 要介護 4 要介護 5 1411 単位／月

＊地域区分は 4 級地

【加算】

《特定事業所加算(Ⅱ)》

質の高いケアマネジメントを実施するため、主任介護支援専門員を1名以上及び常勤かつ専従の介護支援専門員を 3 名以上の配置がある。

地域包括支援センター等が実施する事例検討会の参加や他法人の居宅支援事業所との共同事例検討会・研究会等を実施する。介護支援専門員実務研修における実習受け入れ事業所として人材育成の協力体制がある場合等 421 単位／月

《初回加算》

新規に居宅介護支援を行う、または要介護度区分が 2 区分以上変更になった利用者に対し、居宅サービスの調整を行った場合 300 単位／月

《入院時情報連携加算》

医療機関に入院する利用者に対して、医療機関の職員に利用者に関する必要な情報を提供した場合

入院時情報連携加算(Ⅰ) 入院した日のうちに情報提供(提供方法は問わない)250 単位／月

入院時情報連携加算(Ⅱ) 入院した日の翌日又は翌々日に情報提供(提供方法は問わない)200 単位／月

《退院・退所加算》

医療機関や介護保険施設等を退院または退所し、居宅サービス等を利用する場合において医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で居宅サービスの調整を行った場合(カンファレンスを行った場合に連携 3 回まで算定可)

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携 1 回	450 単位	600 単位
連携 2 回	600 単位	750 単位
連携 3 回	×	900 単位

《ターミナルケアマネジメント加算》

回復の見込みがないと診断された利用者に対し、状態やサービス変更の必要性等を把握した上で利用者への支援を行い、在宅で看取りを行った場合 400 単位／月

《緊急時等居宅カンファレンス加算》

医療機関の職員と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の調整を行った場合 200 単位／月

《中山間地域加算》

通常の事業の実施地域以外の一部にお住まいの方で、その地域が中山間地域に該当する場合
所定単位数に 5% が加算されます。(詳しくは担当介護支援専門員にお尋ねください。)

所定単位数の 5%

《通院時情報連携加算》

受診時に同行し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合

50 単位/月

《その他》

介護支援専門員が通常の事業実施地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、
その交通費(実費)の支払いが必要となります。なお、自動車を使用した場合の交通費は事業実施地域を越えた地点から計算します。(1km毎に 30 円)

年 月 日

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項について説明し交付を行ないました。

事業者

所在地 〒252-0153 相模原市緑区根小屋2363番地2

名 称 旭ヶ丘居宅介護支援センター 印

説明者 氏名 _____ 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

利用者 住 所 _____ 相模原市緑区

氏 名 _____ 印

身元引受人・代理人

又は利用者家族代表

住 所 _____

氏 名 _____ 印